確認事項書（その１）

**指定給水装置工事事業者　確認事項書**

年　　月　　日

氏名又は名称

郵便番号

住所

代表者氏名

電話番号

担

**①指定給水装置工事事業者リストへの掲載(該当を■に塗る)**

　□　ホームページ等への掲載を希望します。

　□　ホームページ等への掲載を希望しません。

　　　※掲載を望まない場合、現在掲載されている事業者名など、事業者情報全般を削除いたします。

**②指定給水装置工事事業者の業務形態(※ホームページの掲載を望まない場合も要回答) (該当を■に塗る)**

|  |
| --- |
| **対応可能な地区**　複数選択可　（□公表不可）  □全域　　□柳井市　　□周防大島町　　□田布施町・平生町　　□上関町 |
| **営業時間外の対応**　（□公表不可）  　□可・□不可・□要相談 |
| **電話番号**  営業時間内：  営業時間外：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（□公表不可） |
| **営業時間**  時　間　内：　　　　　時　　分　～　　時　　分　□要相談（□公表不可）  時　間　外：　　　　　時　　分　～　　時　　分　□要相談・□24時間対応可（□公表不可） |
| **営業日**　複数選択可　（□公表不可）  □平日　□土曜日（□第１　□第２　□第３　□第４　□第５）　□日曜日　□祝日　□夏季（お盆等）　□年末年始  □要相談(土曜日)　□要相談(日曜日)　□要相談(祝日)　□要相談(夏季（お盆等）)　□要相談(年末年始) |
| **対応可能な修理工事等**　複数選択可　（□公表不可）  □宅内漏水調査　□屋外配管（掘削対応含む）　□屋内配管　□蛇口等器具　□給湯器　□受水槽・ポンプ  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **対応可能な給水装置工事種別**　複数選択可　（□公表不可）  ・配水管からの分岐　～　水道メーター （ □新設・□改造 ）  ・水道メーター　　　～　宅内給水装置 （ □新設・□改造 ） |
| **その他**（□公表不可）  （※自由記載） |

※業務形態に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

※「公表」とはホームページ等への掲載に関するものです。ただし、公表様式の都合により、全部の事項は掲載されませんので御了承ください。

確認事項書（その２）

**③柳井地域広域水道企業団（日本水道協会山口県支部など、水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去５年以内で直近のもの）**

|  |
| --- |
| 受講の有無（□公表不可） |
| □受　講：　　　　　年　　　　月　　　　日  （※受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。） |
| □未受講（※理由は非公表）  理　由： |

**④給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）**

水道法施行規則 第36 条

法第25 条の8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名（公表対象外） | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
|  | □給水装置工事に関する自社内研修  □外部研修（給水工事技術振興財団研修）  □その他（　　　　　　　　　　　　　　） |  |
|  | □給水装置工事に関する自社内研修  □外部研修（給水工事技術振興財団研修）  □その他（　　　　　　　　　　　　　　） |  |
|  | □給水装置工事に関する自社内研修  □外部研修（給水工事技術振興財団研修）  □その他（　　　　　　　　　　　　　　） |  |
|  | □給水装置工事に関する自社内研修  □外部研修（給水工事技術振興財団研修）  □その他（　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| 上記の内容の公表ついて（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。） | | |
| □公表不可 | | |

・確認事項③の講習会は、当該研修受講実績には該当しません。

・外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

確認事項書（その３）

**⑤過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況**

水道法施行規則 第 36 条

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

２　 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

**□ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要**

過去 1 年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者  の氏名  （公表対象外） | 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれかの経験の有無 | 直近工事  年度 | 資格(合格証書)の有無 | |
|  | 保有している資格等 |
|  | □経験あり  （　　　 年～ 　　　年）  □経験なし |  | □有  □無 | □配管技能士(職業能力開発促進法)  □配管技能者(給水工事技術振興財団)  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | □経験あり  （　　　 年～ 　　　年）  □経験なし |  | □有  □無 | □配管技能士(職業能力開発促進法)  □配管技能者(給水工事技術振興財団)  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | □経験あり  （　　　 年～ 　　　年）  □経験なし |  | □有  □無 | □配管技能士(職業能力開発促進法)  □配管技能者(給水工事技術振興財団)  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 上記内容の公表について　　　□公表不可 | | | | |

※保有する資格は、資格証の写しを添付してください。また、以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工

（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）

② 職業能力開発促進法（昭和44 年法律第64 号）第44 条に規定する配管技能士

③ 職業能力開発促進法第24 条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者

④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する技能検定合格などに基づく配管技能者等

（配管技能者、配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者）

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。